

# 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会

## 評価機関認証実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が定めた評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）の認証内容等を定め、評価機関の認証業務の適切な執行を確保するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (法人格)

第2条 認証要綱の別記「福祉サービス第三者評価機関認証基準」（以下「認証基準」という）の1組織に関する要件（1）にいう「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、営利法人等、法人の形態は特に問わない。

### (評価を決定する委員会等)

第3条 認証要綱の別記認証基準の1組織に関する要件（2）にいう「評価を決定する委員会等」（以下「評価決定委員会」という。）については、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 評価決定委員会の委員は、評価を受審する福祉サービス事業者と次に掲げるような利益相反関係に存する恐れがなく、公正中立な立場の者であること。
  - ① 評価決定委員会の委員は、現在、評価対象福祉サービス事業所又は評価対象事業所を経営する法人に所属していないこと。
  - ② 評価決定委員会の委員は、評価対象福祉サービス事業者と利益相反するおそれがないこと。
- (2) 評価決定委員会が行う評価決定は、合議制であること。
- (3) 評価決定委員会の委員は、5名以上で構成すること。
- (4) 評価決定委員会の委員は、評価調査者と兼務していないこと。

### (評価調査者)

第4条 認証要綱の別記認証基準の1組織に関する要件（3）にいう「評価調査者」については、常勤、非常勤、登録など、雇用形態は問わないが、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 評価調査者は、評価を行うに必要な資格や経験が有り、推進委員会が実施する評価調査者養成講習を終了した者で、かつ推進委員会が公表する名簿に登録されている者であること。  
また、評価調査者の名簿登録の詳細は、別に定める。—————評価調査者名簿登録要領
- (2) 評価機関は、次の各号のいずれかによる評価調査者を擁していること。
  - ① 福祉、医療、保健に関する有資格者で倫理綱領を有する職能団体に属している者
  - ② 学識経験者で福祉、医療、保健に関する業務を5年以上経験している者
  - ③ 社会福祉法人に所属し、管理業務を5年以上経験している者
  - ④ 社会福祉法人に所属し、福祉に冠する経営相談等の業務に5年以上携わった者
  - ⑤ その他、医療、宗教法人等に所属する者で、福祉サービス第三者評価基準等委員会委員長がこれと同等の能力を有していると認めた者
- (3) 評価調査者は、評価を受審する福祉サービス事業者と利益相反関係に存する恐れがなく、公正中立な立場の者であること。
- (4) 評価機関は、評価調査者の係わる業務について責任を持ち、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付与されていること。

### (評価方法及び共通評価項目)

第5条 認証要綱の別記認証基準の3評価内容、評価手法等に関する要件（1）にいう「推進委員会が定

める評価方法及び共通評価項目」については、次のとおりとする。

- (1) 推進委員会が定めた「福祉サービス第三者評価方法及び共通評価項目」に基づいた評価を実施すること。
- (2) 評価の手順
  - ① 事業者と評価機関は、評価についての契約を交わす。
  - ② 評価基準に従って事業者は、自己評価を行う。
  - ③ 事業者の自己評価結果を元に、評価調査者が訪問調査を行う。
  - ④ 評価機関は、必要に応じて、利用者の意向を反映できるよう利用者調査を行う。
  - ⑤ 評価調査者は、訪問調査の結果等を評価機関に報告する。
  - ⑥ 評価機関は、報告内容を審査した上で、最終的に評価を決定し、事業者に報告する。
- (3) 訪問調査については、2名以上の評価調査者が一貫して行うこと。

(評価結果の報告)

- 第6条 認証要綱の別記認証基準の3評価内容、評価手法等に関する要件(2)にいう「定められた方法により評価結果を報告すること」については、(様式第9号)により、事業者との契約締結後、概ね6カ月後に推進委員会に事業者毎に報告するものとする。
- 2 報告内容については、事業者の承諾を必ず得ているものとする。

(評価結果の公表)

- 第7条 認証要綱の別記認証基準の3評価内容、評価手法等に関する要件(2)にいう「報告内容を公表すること」については、次のとおりとする。
- (1) 推進委員会のホームページへの掲載
  - (2) 推進委員会事務局での閲覧
  - (3) 評価機関の事務所での閲覧

(苦情対応体制)

- 第8条 認証要綱の別記認証基準の5苦情対応体制に関する要件にいう「苦情対応体制」については、受審事業者からの評価内容等に関する苦情に対応する体制をいうが、その処理は、次の掲げる各号をいう。
- (1) あくまでも、受審事業者と評価機関の契約に基づいて、両者で解決を行ものとする。
  - (2) 受審事業者と評価機関との調整がつかない場合には、推進委員会に報告するものとする。

(その他)

- 第9条 この要領に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月18日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日一部改正)

この要領は、平成19年3月27日から施行する。